

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、新池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）新池地区）を行うことについて平成21年3月12日適当と決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成21年3月31日から同年4月20日まで縦覧に供する。

平成21年3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀